

松本構成員提出資料

介護保険事業(支援)計画について

～認知症対策を中心に～

横浜市 介護保険課長

松本 均

1 介護保険事業(支援)計画の仕組み

第4期介護保険事業（支援）計画の主な内容

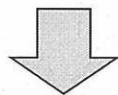
介護保険事業計画(市町村)
○ 市町村介護保険事業計画の基本的理念等
○ 日常生活圏域の設定
○ 介護給付等対象サービスの現状等
○ 各年度（平成21～23年度）の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み等
<p>【参酌標準】平成26年度目標値の設定</p> <p>①要介護認定者数(要介護2～5)に対する施設・居住系サービス利用者の割合は、37%以下((注)撤廃予定)</p> <p>②入所施設利用者全体に対する要介護4、5の割合は、70%以上</p>
○ 各年度の日常生活圏域ごとに必要利用定員総数の設定 認知症グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設
○ 各年度の地域支援事業に要する費用の額・見込量等
○ 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
○ 計画の達成状況の点検・評価

介護保険事業支援計画(都道府県)
○ 都道府県介護保険事業支援計画の基本的理念等
○ 老人福祉圏域の設定
○ 介護給付等対象サービスの現状等
○ 各年度（平成21～23年度）の介護給付等対象サービスの量の見込み (市町村介護保険事業計画におけるサービス見込量を積上げる)
<p>【参酌標準】平成26年度目標値の設定</p> <p>・3施設の個室・ユニット化割合 50%以上</p> <p>・特養の個室・ユニット化割合 70%以上</p>
○ 各年度の老人福祉圏域ごとに必要入所（利用）定員総数の設定 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護専用型特定施設、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設（介護専用型以外の特定施設（混合型特定施設）についても、必要利用定員総数の設定は可）
○ 施設の生活環境の改善に関する事業
○ 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項
○ 計画の達成状況の点検・評価

※ 保健、医療又は福祉に関する事項を定める計画（医療計画、地域福祉計画等）との調和規定がある。

介護保険事業計画におけるサービス見込量、定員、保険料の設定方法

市町村（介護保険事業計画）



都道府県（介護保険事業支援計画）

